

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成24年3月30日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1（1）届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ盛岡駅前北通店 盛岡市盛岡駅前北通114番地54

ウ 変更した事項 大規模小売店舗の名称

エ 変更の年月日 平成23年11月21日

オ 変更の理由 設置者の変更のため

（2）届出年月日 平成24年3月9日

（3）縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2（1）届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

（ア）イオンタウン株式会社

（イ）ホームマック株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 紫波ツインプラザ 紫波郡紫波町北日詰字下東ノ坊38番地ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗の名称

エ 変更の年月日 平成23年11月21日

オ 変更の理由 設置者の変更のため

（2）届出年月日 平成24年3月9日

（3）縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場